

カロリング初期における司教の出自（上）

梅津，教孝

<https://doi.org/10.15017/2230471>

出版情報：史淵. 125, pp.1-22, 1988-03-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

カロリング初期における司教の出自(上)

梅 津 教 孝

はじめに

8世紀中葉から9世紀初頭にかけての、カロリング家の宮宰、のちには王によって遂行されることになる教会改革の主たる狙いの一つは、司教に向けられていた。このことは、カールマン、ピピンそしてシャルルマーニュによって発せられたカピトゥラーレの、とりわけ教会、ならびに聖職者にむけられた規定の中に、司教に関する言及が多く見られることから窺われる。カピトゥラーレにおける司教に関する規定の初出は、カールマンによって主催された742/3年の所謂「ゲルマニア教会会議」決議第1条であり⁽¹⁾、これはほぼ逐語的にピピンの主催による744年のソワッソン教会会議決議第3条に繰り返されている⁽²⁾。両教会会議とも、カールマン、ピピンが、彼らの父カール・マルテルの死後、各々の相続領域において初めて開催したものであり⁽³⁾、このことから各都市 *civitates* への司教任命の緊急性を読み取ることができる。

しかし、司教をめぐる改革の実態を問う場合、我々はカピトゥラーレのみに頼ることはできない。なぜならば、カピトゥラーレから我々が読み取ることができるのは、全てがそうであるというわけではないが、基本的には、司教はいかにあらねばならないか、という理念像であって、現実はどうであったか、という実像ではないからである。この様な問題設定に対する答えを得る有効な方法の一つとして、プロゾポグラフィーな研究が挙げられる。

プロゾポグラフィーは、まずローマ史の分野において用いられ、成果をあげた方法であるが⁽⁴⁾、メロヴィング期およびカロリング期のフランク王国についても、我々はこの方法を用いたいくつかの研究文献および論文を持っている⁽⁵⁾。

しかし、カロリング初期の司教について、この方法を適用した研究は、筆者の管見の限りでは、殆どないというのが現状である⁽⁶⁾。そこで筆者は、カロリング期の教会改革を、各都市 *civitates* への司教の任命という観点から捉え、その実態を明らかにするために、プロゾポグラフィーを用いることを企図した。

本稿で筆者が明らかにしようとするのは、司教の出自の問題である。このために用い得る道具は、主として *Gallia Christiana*⁽⁷⁾ と、L. Duchesne, *Fastes épiscopaux*⁽⁸⁾ とであるが、これだけでは考察の全地域をカバーすることはできない。確かにガリアは、カロリング家の主導による教会改革の中心となった地域ではあるが、それと同時に、ポニファティウスが活動し、彼が新たに司教座を創設したライン右岸地域も⁽⁹⁾、視野に入れられねばならないからである。しかし、この地域に関して我々が手にし得る道具はきわめて不十分である。ライン右岸のみならず、全ヨーロッパの司教座の司教のリストを基礎的なデータと共に並べたものとして、ガムス P. B. Gams の著作があるが⁽¹⁰⁾、これには各司教の出自までは記されていない。従って必要な情報を得るためには、*Germania sacra* と *Series episcoporum Ecclesia Catholicae occidentalis* の名が挙げられ得るが、共に完成にはほど遠い状況である。現在本稿の目的のために利用可能なのは、前者はヴェルツブルク司教座のみ⁽¹¹⁾、後者はケルン大司教管区及びハンプルクーブレーメン大司教管区のみである⁽¹²⁾。従って本稿の考察の対象となる地域は上記に限定せざるを得ない。

考察の対象となった司教は、上記の地域において、742年から814年の間に司教に任じられた者たちである。742年はカールマンによって改革が開始された年である⁽¹³⁾。814年はシャルルマーニュの没年であるが、この時期までに教階制 *hierarchia* の改革は一応終えられていたとされているので⁽¹⁴⁾、この年を下限とした。司教登位年は各自について必ずしも明確ではない。従って、742年を上限とする場合は、この年以降に任じられた司教を考察の対象にすることは勿論のことではあるが、司教登位年が不明で、かつ当該人物が司教として登場する史料の初出年が同年以降の場合も、とりあえず考察の対象に含めることに

した⁽¹⁵⁾。このため、司教登位年が上記の年代幅の中におさまっていない人物まで考察の対象に含まれている可能性はある。

司教の出自の指標となったもの、およびその数は次の通りである。

- 1) 修道院長——42例。
- 2) 修道士——11例。
- 3) 当該司教座であると否とを問わず在俗教会の聖職者、他の司教座の司教——12例。
- 4) 宮廷の役職者——15例。
- 5) nobilis あるいは illuster と記されている者——19例。
- 6) 出身地が明記されている者——33例。
- 7) 家系的な繋がり——14例。

上記7指標に重複して数えられている司教もいるため、その数の合計は延べ人数となるが、146名となる。この作業のために検討し得た司教の数は約300であるため⁽¹⁶⁾、延べ146という数は必ずしも十分な数とは言いがたいが、これによって全体的な傾向を窺うことはできよう。

司教の出自に関する上記7指標のうち、まず目につくのは、修道院長出身者の数が圧倒的に多いことである（全体の3分の1弱）。まずここから検討を加えていこう。

I - a.

修道院長出身者を

- a) 司教名⁽¹⁷⁾
- b) 司教登位年、あるいは司教としての史料初出年
- c) 没年、あるいは司教退位年
- d) 司教座名
- e) 修道院長としての代数
- f) 修道院名

- g) 当該修道院が属する司教管区名
- h) 司教職と修道院長職との兼任の有無

に基づいて表を作成すると表1の様になる。更に、司教座、修道院の位置、そしてそれらの結び付きを視覚化したものが地図1である。これらの所与から次の点を指摘することができよう。

- A) 司教の出身修道院が当該司教管区内にある場合が42例中25例と多数を占めてはいるものの、司教管区外の修道院長出身者も相当数いることが目につく。特にエルヴァンゲン——ラングル，エヒテルナッハ——サンス，ロールシュ——トリーア，サン・タマン——リエージュ，サン・ピエール・ド・ルーズ——ミュンスター⁽⁵⁹⁾，ムルパッハ——モー等の非常に離れた地域の修道院からの司教就任が注目される。
- B) 複数の司教を出している修道院がライヒェナウ，フルーリー，サン・タマン，サン・モーリス・ダゴヌ，メットラッハ⁽⁶⁰⁾，ヴィッサンブール，マンステール・アン・グレゴリアンタル，ザンクト・ガレンとあり，特にヴィッサンブールの5名，ライヒェナウの3名は注目される。
- C) 上記B)と関連して，特定修道院と特定司教座との結び付きを見てとることができる。例えばサン・モーリス・ダゴヌ——シオン，メットラッハ——トリーア⁽⁶¹⁾，マンステール・アン・グレゴリアンタル——ストラスブール，ヴィッサンブール——ヴォルムス，そしてライヒェナウ（及びザンクト・ガレン）——コンスタンツである。特にヴィッサンブールとヴォルムスとの結び付きが顕著である。
- D) それほど顕著だというわけではないが，修道院の初代院長が司教となっている例が，サン・ヴァンヌ，ラグラッス，エルヴァンゲン，サン・テイエヌ・ド・ディジョン，サン・マルセル・レ・シャロン，エッテンハイム，ヴェルデン・アン・デア・ルールと7例あるのが目を惹く。
- E) 修道院長職と司教職とを兼任している者は21名と，全体の約半数にのぼる。

表 1

(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)
Waldo ⁽¹⁸⁾	807	?	Basel	8	Reichenau	Konstanz	
Baldeburtus ⁽¹⁹⁾	751	?	Basel	3	Murbach	Basel	○
Romanus ^(19bis)	p.744	a.757	Meaux	2	Murbach	Basel	
Hippolytus ⁽²⁰⁾	765	776	Belley	15	St-Claude	Lyon	
Grimo ⁽²¹⁾	c.724	a.745	Rouen	5	Corbie	Amiens	
Raginfredus ⁽²²⁾	c.745	?	Rouen	11	St-Wandrille	Rouen	
Berardus ⁽²³⁾	792	?	Sens	3	Echternach	Trier	
Bobinus ⁽²⁴⁾	?	766	Troyes	4	Montier-la-Celle	Troyes	
Deotimus ⁽²⁵⁾	?	a.788	Orléans	13?	Fleury	Orléans	
Agilfridus ⁽²⁶⁾	c.770	787	Liège	12	St-Amand	Tournai	
Albericus ⁽²⁷⁾	c.777	c.784	Utrecht	?	St-Martijn van Utrecht	Utrecht	
Wilicarius ⁽²⁸⁾	764	?	Sion	31	St-Maurice d' Agaune	Sion	○
Althaeus ⁽²⁹⁾	780	?	Sion	32	St-Maurice d' Agaune	Sion	○
Veomadus ⁽³⁰⁾	753	791	Trier	17	St-Maximin von Trier	Trier	
Richbodus ⁽³¹⁾	c.791	804	Trier	4(5)	Lorsch (Mettlach)	Worms	○
Vaso ⁽³²⁾	804	809	Trier	6	Mettlach	Trier	
Jacod ⁽³³⁾	c.756	767	Toul	2	Hornbach	Metz	
Frotharius ⁽³⁴⁾	813	c.848	Toul	3	St-Evre	Toul	
Madalveus ⁽³⁵⁾	753	776	Verdun	1	St-Vanne	Verdun	○
Gislebertus ⁽³⁶⁾	769	782	Noyon	13	St-Amand	Tournai	○
Raimbertus ⁽³⁷⁾	748	?	Amiens	3	St-Valéry	Amiens	
Ebbo ⁽³⁸⁾	c.752	786	Limoges	?	Solignac	Limoges	○
Ato ⁽³⁹⁾	799	?	Saintes	8	St-Hilaire de Poitiers	Poitiers	○
Maurontus ⁽⁴⁰⁾	767	804	Marseille	4	St-Victor de Marseille	Marseille	○
Nebriidus ⁽⁴¹⁾	c.799?	?	Narbonne	1	Lagrasse	Carcassonne	○
Gaifo ⁽⁴²⁾	755	?	Autun	3	Flavigny	Autun	○
Herulfus ⁽⁴³⁾	769	780	Langres	1	Ellwangen	Augsburg	○
Waldricus ⁽⁴⁴⁾	783?	?	Langres	14	St-Bénigne de Dijon	Langres	○
Beto ⁽⁴⁵⁾	c.791	?	Langres	1	St-Etienne de Dijon	Langres	
Hubertus ⁽⁴⁶⁾	779	?	Chalon	3	St-Marcel-lè-Chalon	Chalon	○
David ⁽⁴⁷⁾	748	?	Speyer	9	Wissembourg	Speyer	○
Fraido ⁽⁴⁸⁾	810	814	Speyer	?	Klingenmünster	Speyer	○
Remigius ⁽⁴⁹⁾	?	803	Strasbourg	6	Munster en Grégorienthal	Basel	
Ratho ⁽⁵⁰⁾	?	812	Strasbourg	9?	Munster en Grégorienthal	Basel	
Uto ⁽⁵¹⁾	?	?	Strasbourg	1	Ettenheim	Strasbourg	○
Vernharius ⁽⁵²⁾	c.743	766	Worms	10	Wissembourg	Speyer	
Folwicus ⁽⁵³⁾	772	?	Worms	11	Wissembourg	Speyer	
Erenberchtus ⁽⁵⁴⁾	764	793	Worms	12	Wissembourg	Speyer	○
Bernhardus ⁽⁵⁵⁾	799	826	Worms	14	Wissembourg	Speyer	○
Sidonius ⁽⁵⁶⁾	757	759	Konstanz	5(3)	Reichenau (St-Gallen)	Konstanz	○
Johannes II ⁽⁵⁷⁾	c.758	781	Konstanz	6(4)	Reichenau (St-Gallen)	Konstanz	○
Ludgerus ⁽⁵⁸⁾	805	809	Münster	1	Werden a.d. Ruhr (St-Pierre de Leuse)	Köln	○

c.=circa, a.=ante, p.=post

I - b .

上記 I - a で指摘した諸点を、カロリング家の宮宰、王が遂行した教会改革の中に位置付けるためには、司教となった個々人、ならびに彼らを出した修道院と、カロリング家との関係について検討を加えてみる必要がある。

以下では残存史料の関係もあり、修道院とカロリング家との関係を考察の中心に置き、その中に司教となった人物に情報を織り込んでゆくことにする。その際、基本的に使用する道具は、J. F. Böhmer-E. Mühlbacher, *Regesta imperii I. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751 - 918*, 2. Aufl., Innsbruck 1908, ND. Hildesheim 1966 (以下 *BM²* と略記) である。

1. ライヒェナウ Reichenau. この創建は724年に行われたが、これに際しては、カール・マルテルも関与していた⁽⁶²⁾。彼は724年4月25日に同修道院に対してイムニタースを与えている⁽⁶³⁾。さらにシャルルマーニュは、780年11月13日(?)には、当時既にコンスタンツ司教でもあった同修道院長ヨハネス2世に対し、同修道院のコンスタンツ司教座からの独立、および同修道院長自由選挙権を確認している⁽⁶⁴⁾。ルイ・ル・ピウの815年12月14日付の文書によれば、シャルルマーニュは同修道院に対するイムニタースも確認している⁽⁶⁵⁾。コンスタンツ司教となった第5代修道院長シドイヌスがカロリング家となんらかの接触をもったことを直接に示す記述はない⁽⁶⁶⁾。同司教座についた第6代ヨハネスは上述の通り、シャルルマーニュより特権を得ていた。パーゼル司教となった第8代ヴァルドーはシャルルマーニュによって (*favore Caroli Magni*) 司教にあげられた⁽⁶⁷⁾。

2. ムルバッハ Murbach. 728年頃の創建であるが、この創建に際してもカール・マルテルが関与していた⁽⁶⁸⁾。ピピンは発給年は不明であるが、同修道院に対してイムニタース確認文書を与えている⁽⁶⁹⁾。ピピンは752年から762年の間に発給された文書において、同修道院長でパーゼル司教でもあったバルデベルトゥスの求めに応じて、イムニタースを確認している⁽⁷⁰⁾。そしてこの特権は、

修道院長がかわるたびに確認されている⁽⁷¹⁾。

3. サン・クロード St-Claude。ルイ・ル・ピウの820年9月6日付けの文書によれば、ピピンは同修道院に対し、流通税免除特権を与え、あるいは確認し、シャルルマーニュもこれを確認した⁽⁷²⁾。ピピンは修道院長ヒッポリュトゥスの下での、同修道院長自由選挙権を与えている⁽⁷³⁾。

4. コルビー Corbie。ピピンは752年から768年の間に発給された文書において、メロヴィング諸王によって同修道院に与えられていたイムニタースを確認している⁽⁷⁴⁾。シャルルマーニュも769年1月16日付けの文書で同特権を確認している⁽⁷⁵⁾。第5代院長グリモは、739年にカール・マルテルによってローマ教皇グレゴリウス3世のもとへ派遣された人物である⁽⁷⁶⁾。またカール・マルテルの archicapellanus であったとされている⁽⁷⁷⁾。

5. サン・ヴァンドリーユ St-Wandrille。同修道院は703年以来幾度にわたってカロリング家からヴィラの寄進を受け⁽⁷⁸⁾、カール・マルテルの甥フーゴーが同修道院長となるほど⁽⁷⁹⁾、カロリング家との結び付きが強い。この修道院にカール・マルテルが彼の保護とイムニタースを与えたのは、731年のことである⁽⁸⁰⁾。ピピンも752年6月6日付けの文書で、王の保護とイムニタースを同修道院に与えている⁽⁸¹⁾。そしてルイ・ル・ピウの815年10月26日付けの文書によれば、シャルルマーニュも同特権を確認していたし⁽⁸²⁾、ルイ自身も確認した。第11代院長ラギンフレドゥスはピピンの洗礼の際の代父であった⁽⁸³⁾。

6. エヒテルナッハ Echternach。カール・マルテルの父であるピピン、その妻プレクトルード、そしてダゴベルトゥス2世の娘でエーレン Oeren 修道院長イルミナによって697/98年以前に創建された⁽⁸⁴⁾。同ピピンは706年5月13日付けの文書で同修道院を彼の保護下に置き、修道院長自由選挙権を与えている⁽⁸⁵⁾。カロリング初代の王となったピピンは752年から768年の間に発給された文書で同修道院に対するイムニタースを確認した⁽⁸⁶⁾。第3代院長ベラルドゥスはシャルルマーニュの3通の文書に登場し、彼から所領を得ている⁽⁸⁷⁾。

7. モンチエ・ラ・セル Montier-la-Celle。この修道院がカロリング家と接触をもっていたことを伝える史料は残されていない。トロワ司教となった、第

4 代院長ボピヌスについても同様である⁽⁸⁸⁾。

8. フルーリー Fleury。ルイ・ル・ピウの818年6月27日付けの文書によれば、同修道院には、ピピンそしてシャルルマーニュによって、王の保護と共にイムニタース、そして修道院長自由選挙権が与えられていた⁽⁸⁹⁾。オルレアン司教となったデオティムスについては、伝えられるところが少なく、同修道院長であったことさえ疑問視されている⁽⁹⁰⁾。

9. サン・タマン St-Amand。899年3月17日付けの文書によれば、ピピン、シャルルマーニュ、ルイ・ル・ピウは同修道院に対し、イムニタースを与え、確認していた⁽⁹¹⁾。2人の修道院長、ギスレベルトゥスとアギルフリドゥスがカロリング家と直接の交渉をもったことを示す史料は伝えられていない⁽⁹²⁾。

10. シント・マルティン・ファン・ユトレヒト St-Martijn van Utrecht。修道院長アルベリクスはフランクの貴顕の出であった。彼は、同修道院長でもあり、ポニファティウス殉教ののちフリースラントにおける伝道の指導者でもあったグレゴリウスの甥である。シャルルマーニュが773/74年8月にイタリアに滞在していた時に、彼に仕えていたという記述が伝えられている⁽⁹³⁾。

11. サン・モーリス・ダゴヌ St-Maurice d'Againe。同修道院およびヴィリカリウス、アルタエウスの2人の修道院長に、カロリング家の王たちがかかわっていたことを示す史料は伝わっていない。

12. ザンクト・マクシミン・フォン・トリーア St-Maximin von Trier。この修道院とカロリング家との接触は、文書という形によっては伝えられていない。しかしザンクト・マクシミンはトリーアの中でも最も著名かつ、最も古い修道院であり⁽⁹⁴⁾、ピピンの時代に編纂された「聖マクシミヌス伝」Vita s. Maximini によれば、カール・マルテルは同修道院に多くの寄進を行っている⁽⁹⁵⁾。

13. ロルシュ Lorsch。764年にメッス司教クロデガングの血縁の伯カンコール Cancor とその母ヴィリジント Willisind によって創建された。カンコールの父ロドベルトゥス Rodbertus は、サン・ドニ修道院長フルラドゥス Fulradus と共に、ピピンによってイタリアへ派遣された人物であり、この家系とカロリング家との結び付きは強かった⁽⁹⁶⁾。シャルルマーニュは772年5月の文書

によって、同修道院に対してイムニタースを与えている⁽⁹⁷⁾。さらに772年頃に彼に委ねられた同修道院を彼の保護下に置き、修道院長自由選挙権を与えている⁽⁹⁸⁾。そして様々な贈与を行った⁽⁹⁹⁾。

14. メットラッハ Mettlach。同修道院および修道院長ヴァソとカロリング家との接触を示す史料は伝えられていない。しかしプリンツ F. Prinz は、同修道院の創建者リウトヴィヌス Liutwinus が、カール・マルテルの重要な側近であったことから、同修道院とカロリング家との結び付きを指摘している⁽¹⁰⁰⁾。

15. ホルンバッハ Hornbach。814年9月1日付けのルイ・ル・ピウの文書によれば、彼の祖父ピピンは同修道院に対して、流通税免除特権を与え、シャルルマーニュはこれを確認していた⁽¹⁰¹⁾。ゼムラー J. Semmler は、同修道院の創建文書から、この修道院がカロリング家に依存しなければならなかった、と述べている⁽¹⁰²⁾。

16. サン・テヴル St-Evre。カール3世の885年6月21日付けの文書によれば、トゥール司教となったフロタリウスは、ルイ・ル・ピウの時代に、彼の求めに応じて、同修道院を改革している⁽¹⁰³⁾。

17. サン・ヴァンヌ St-Vannes。同修道院に関しては、カール・マルテルの父ピピン Pippin der Mittlere が、かつて彼が同教会に与えていた土地を、別の土地と交換したことを伝える702年1月20日付けの文書が残っている⁽¹⁰⁴⁾。ヴェルダン司教となったマダルヴェウスとカロリング家との接触を示す史料は伝えられていない⁽¹⁰⁵⁾。

18. サン・ヴァレリー St-Valéry。同修道院長およびアミアン司教となったラインベルトゥスとカロリング家とのかわりについて述べる史料は伝えられていない。

19. ソリニャック Solignac。ルイ・ル・ピウは817年7月16日付けの文書において、彼の祖父ピピンおよび父シャルルマーニュが同修道院に対して与えていたイムニタースと王の保護を確認している⁽¹⁰⁶⁾。

20. サン・ティレール・ド・ポワティエ St-Hilaire de Poitiers。ピピンは768年7月の同修道院宛ての文書において、同修道院に与えられてきたイムニ

タースを確認している⁽¹⁰⁷⁾。後にサント司教となった同修道院長アトーは、794年8月3日、同修道院に属するヌアイエ Nouaillé 分院のため、当時アクィタニア王であったルイ・ル・ピウからイムニタースの確認を得た⁽¹⁰⁸⁾。そして808年5月にはルイは、同修道院を彼の保護下に置き、これを王の修道院とした⁽¹⁰⁹⁾。

21. サン・ヴィクトル・ド・マルセイユ St-Victor de Marseille. 789年3月の文書によってシャルルマーニュは同修道院に対してイムニタースを与えている⁽¹¹⁰⁾。

22. ラグラッス Lagrasse. シャルルマーニュは、800年6月の文書において、修道院長ネブリドゥスの求めに応じて、同修道院の所領の確認を行っている⁽¹¹¹⁾。814年11月19日付けのルイ・ル・ピウの文書によれば、シャルルマーニュは同修道院に対して王の保護と共にイムニタース、そして修道院長自由選挙権を与えている⁽¹¹²⁾。

23. フラヴィニー Flavigny. ピピンは同修道院長ガイフォに宛てた書簡において、彼のために毎日詩篇を一篇唱えるよう求めている⁽¹¹³⁾。シャルルマーニュは775年5月3日付けの文書で同修道院に対し流通税免除特権を与えており⁽¹¹⁴⁾、シャルル・ル・ショーヴの849年6月25日付けの文書によれば、ルイ・ル・ピウは、同修道院に対して、王の保護とイムニタースを与えていた⁽¹¹⁵⁾。

24. エルヴァンゲン Ellwangen. 「エルヴァンゲン修道院年代記」 Annales Elwangeses によれば、764年に創建されている⁽¹¹⁶⁾。ルイ・ル・ピウの814年4月8日付けの文書によれば、初代修道院長ヘルルフスが同修道院をシャルルマーニュに引き渡したとされており、ルイも同修道院に対し、イムニタース、王の保護そして修道院長自由選挙権を与えている⁽¹¹⁷⁾。一方、9世紀中葉に書かれた「ハリオルフス (=ヘルルフス) 伝」 Vita Hariolfi によれば、ヘルルフスはシャルルマーニュの父ピピンに既に同修道院を引き渡していた⁽¹¹⁸⁾。

25. サン・ベニーニュ・ド・ディジョン St-Bénigne de Dijon. 同修道院とカロリング家との接触を伝える史料は存在しない。

26. サン・テティエンヌ・ド・ディジョン St-Etienne de Dijon. 同修道院とカロリング家との接触を伝える史料は存在しない。

27. サン・マルセル・レ・シャロン St-Marcel-lès-Chalon。シャルルマーニュは、779年4月30日付けの文書で、同修道院長兼シャロン司教フベルトゥスの求めに応じて、父ピピンおよびその前任者たちによって同修道院に認められてきたイムニタースを確認している⁽¹¹⁹⁾。

28. ヴィッサンブール Wissembourg。オットー2世の976年、オットー3世の993年、ハインリヒ2世の1003年の文書によれば、ピピンおよびルイが同修道院に対して、イムニタースを与え、あるいは確認している⁽¹²⁰⁾。

29. クリンゲンミュンスター Klengenmünster。同修道院とカロリング家との接触を示す史料は伝えられていない。

30. マンステール・アン・グレゴリアンタル Munster en Grégorienthal。シャルルマーニュの弟カールマンは、同修道院が王領の領民から取得するもの全てに対してイムニタースを確認している⁽¹²¹⁾。またルイ・ル・ピウとその息子ロテール1世の826年10月27日付けの文書によれば、シャルルマーニュおよびその前任者たちは、同修道院に対して、イムニタースと修道院長自由選挙権を与えていた⁽¹²²⁾。

31. エッテンハイム Ettenheim。同修道院とカロリング家との接触を示す史料は伝えられていない。

32. ザンクト・ガレン St-Gallen。シャルルマーニュは780年3月8日付けの文書で、コンスタンツ司教シドニウスと同修道院長ヨハンネスとの間の契約を確認している。この中に、同修道院はコンスタンツ司教座聖堂に属している、という文言がある⁽¹²³⁾。同修道院がカロリング王の保護とイムニタースを受けたのが文書で確認されるのは、ルイ・ル・ピウのもとにおいてである⁽¹²⁴⁾。

33. ヴェルデン・アン・デア・ルール Werden an der Ruhr。この修道院は800年頃、創設者にして初代院長となったリウドゲルススの私有修道院 Eigenkloster として創建された。カロリング家の保護下にはいり、イムニタースを与えられたのは877年のことである⁽¹²⁵⁾。リウドゲルススはフリーゼンの貴顕の出である。兄弟にシャロン・シュル・マルヌ司教となったヒルディグリムス Hildigrimus、姉妹にはノットウルン Nottuln 修道院の初代院長となったヘリブ

ルガ Heriburga がいる。755年頃シント・マルティン・ファン・ユトレヒトのグレゴリウスのもとで修道志願児童 oblati となり、767年にはヨークで助祭となった。777年頃ケルンで司祭としての叙階をうけ、784年迄フリースラントの伝道に携わることになる。この時期にシャルルマーニュからサン・ピエール・ド・ルーズ St-Pierre de Leuse 修道院の院長を命じられ、かつフリースラント伝道の指導者に任じられた⁽¹²⁶⁾。

34. サン・ピエール・ド・ルーズ St-Pierre de Leuze. 9世紀中葉に成立した「リウドゲルス伝」Vita s. Liudgeri にはシャルルマーニュがリウドゲルスに同修道院を与えたという記述があり、これが王の修道院になっていたことを窺わせる⁽¹²⁷⁾。

I-c.

I-b で扱われた全34修道院のうち、カロリング家との接触が確認できないものが、7. モンチエ・ラ・セル、11. サン・モーリス・ダゴヌ、14. メットラッハ、18. サン・ヴァレリー、25. サン・ベニーニュ・ド・ディジョン、26. サン・ティエンヌ・ド・ディジョン、29. クリンゲンミュンスター、31. エッテンハイムの8修道院となり（プリンツの指摘を受け入れれば、14. メットラッハは除かれて、7修道院となる）、以下の考察には留保が付されなければならない。

しかし上記のことを顧慮した上で、以下のことを指摘し得る。

1) 非常に離れた司教座に司教を出した修道院、即ち、24. エルヴァンゲン（——ラングル）；6. エヒテルナッハ（——サンス）；13. ロルシュ（——トリーア）はイムニタース、修道院長自由選挙権、そして（王の）保護の3つの特権をあわせて与えられていた。他にこの3特権をあわせ持っているのは、22. ラグラッス（——ナルボンヌ）と8. フルーリー（——オルレアン）である。しかしラグラッスが属する司教管区はカルカッソヌであるため、修道院が属している管区の司教を出したのは、フルーリーのみであるということになる。上記3特権は修道院が属している管区の司教の、修道院に対する介入を排除す

るものと解されているため⁽¹²⁸⁾、これら3つをあわせもった上記5修道院のうち4つが、管区外の司教を、それも3つが非常に離れた司教座に司教を出していることは示唆的である。サン・ピエール・ド・ルーズとミュンスターは非常に離れているが、上記諸特権についての記録が残っていない。しかし、「リウドゲルス伝」に信を置くなら、同修道院も、シャルルマーニュのコントロール下にあったということができよう⁽¹²⁹⁾。

2) 記録が残っていないということは、本来存在しなかったという可能性と、存在はしたが消滅した、あるいは発見されていないという可能性とを含むため、以下のことには一定の留保が必要であるが、所属管区内の修道院から管区司教が出る場合、その修道院は上記諸特権を与えられていない。18. サン・ヴァレリー (—コルビー); 14. メットラッハ, 12. ザンクト・マクシミン・フォン・トリーア (—トリーア); 29. クリンゲンミュンスター (—シュパイアー); 17. サン・ヴァンヌ (—ヴェルダン); 16. サン・テーヴル (—トゥール); 17. モンチエ・ラ・セル (—シャロン); 31. エッテンハイム (—ストラズブル); 25. サン・ベニーニュ, 26. サン・テティエンヌ・ド・ディジョン (—ラングル); 23. フラヴィニー (—オータン)⁽¹³⁰⁾; 32. ザンクト・ガレン (—コンスタンツ)⁽¹³¹⁾; 11. サン・モーリス・ダゴヌ (—シオン); 10. シント・マルティン・ファン・ユトレヒト (—ユトレヒト)⁽¹³²⁾ の14 (13) 例がそれに該当するのに対し、特権を得ている修道院は21. サン・ヴィクトール (—マルセイユ); 19. ソリニャック (—リモージュ); 27. サン・マルセル・レ・シャロン (—シャロン); 1. ライヒェナウ (—コンスタンツ); 5. サン・ヴァンドリーユ (—ルーアン) の5例にすぎない。この事実からのみ、司教の在地性、王権の介入の有無を断定することは早計であるとしても、注目に値する。(表2参照)

3) 2) で指摘したことの裏返しとして、修道院が所属している司教管区の外の司教座に司教を出す場合には、その修道院はカロリング家から何らかの特権を得ている⁽¹³³⁾。

(未了)

表 2

	I	II	III	IV
1. Reichenau	与(724)		確(780?)	
2. Murbach	確(?)			
3. St-Claude			与(?)	与・確(820)
4. Corbie	確(752-768)			
5. St-Wandrille	与(731)	与(731)		
6. Echternach	確(752-768)	与(706)	与(706)	
7. Montier-la-Celle				
8. Fleury	与(818)	与(818)	与(818)	
9. St-Amand	与・確(899)			
10. St-Martijn van Utrecht				
11. St-Maurice d'Agaune				
12. St-Maximin von Trier				
13. Lorsch	与(772)	与(772)	与(772)	
14. Mettlach				
15. Hornbach				与(814)
16. St-Evre				
17. St-Vannes				
18. St-Valéry				
19. Solignac	与(817)	与(817)		
20. St-Hilaire de Poitiers	確(768)	与(806)		
21. St-Victor de Marseille	与(789)			
22. Lagrasse	与(814)	与(814)	与(814)	
23. Flavigny	与(849)	与(849)		与(755)
24. Ellwangen	与(814)	与(814)	与(814)	
25. St-Bénigne de Dijon				
26. St-Etienne de Dijon				
27. St-Marcel-lès-Chalon	確(779)			
28. Wissembourg	与・確(976)			
29. Klengenmünster				
30. Munster en Grégorienthal	与(826)		与(826)	
31. Ettenheim				
32. St-Gallen	与(?)	与(?)	与(?)	
33. Werden an der Ruhr	与(877)	与(877)		
34. St-Pierre de Leuse				

I—イムニタース

II—保護特権

III—修道院長自由選挙権

IV—流通税免除特権

与—特権付与

確—特権確認

数字—文書の発給年

下線—特権文書それ自体ではなく、特権が言及されている文書の発給年

省略記号表

MG. = *Monumenta Germaniae Historica.*

MG. DD. Kar. I. = *Monumenta Germaniae Historica, Diplomatum Karolinorum.*

MG. DD. Mer. = *Monumenta Germaniae Historica, Diplomata regum Francorum e stirpe merovingica et maiorum domus e stirpe Arnulforum.*

MG. DD. = *Monumenta Germaniae Historica, Diplomatum regum et imperatorum Germaniae.*

MG. SS. = *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores.*

GC. = *Gallia Christiana.*

DF. = L. Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule.*

SE. Col. = *Series episcoporum Ecclesiae Catholicae occidentalis: ab initio usque ad annum MCXCVIII, Series V, Germania, Tomus I, Archiepiscopatus Coloniensis.*

SE. Ham. = *Series episcoporum Ecclesiae Catholicae occidentalis: ab initio usque ad annum MCXCVIII, Series V, Germania, Tomus II, Archiepiscopatus Hammaburgensis sive Bremensis.*

GS. Würzburg = *Germania Sacra, Neue Folge 1. Die Bistümer der Kirchenprovinz Mainz. Das Bistum Würzburg, I. Teil.*

GS. Werden = *Germania Sacra, Neue Folge 12. Das Erzbistum Köln. 3. Das Reichskloster Werden an der Ruhr.*

*BM*² = J. F. Böhmer-E. Mühlbacher, *Regesta Imperii I. Die Regesten des Kaiserreichs unter den Karolingern 751—918*, ND. Hildesheim 1966.

Bouquet, *HF.* = Dom M. Bouquet, *Recueil des historiens des Gaules et de la France.*

Migne, *PL.* = J. P. Migne, *Patrologiae cursus completus patrum latinorum traditio catholica.*

DACL. = *Dictionnaire d'archéologie chrétienne et de liturgie.*

DHGE. = *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques.*

〔註〕

- (1) Cf. A. Boretius (ed.), *Capitularia regum Francorum*, t. I (*MG. Legum sectio II*), Hannover 1883, n°10, *Karlmanni principis capitulare*, c. 1, p. 25 = A. Werminghoff (ed.), *Concilia aevi Karolini (MG., Concilia, t. II, pars 1)*, Hannover 1908, n°1, *Concilium Germanicum*, c. 1, p. 3: *Et per consilium sacerdotum et optimatum meorum ordinavimus per civitates episcopos...*
- (2) *Capitularia*, t. I, n°12, *Pippini principis capitulare Suessionense*, c. 3, p. 29 = *Concilia*, n°4, *Concilium Suessionense*, c. 3, p. 34: *Idecirco constituimus per consilio sacerdotum et optimatum meorum et ordinavimus per civitates episcopos...*

- (3) ゲルマニア教会会議が開催された年代については、史料にその年代が742年と明記されているにもかかわらず、その信憑性をめぐって、19世紀以来の論争がある。近年では、この教会会議を743年の開催である、とする説が優勢であった。Vgl. Th. Shieffer, *Angelsachsen und Franken. Zwei Studien zur Kirchengeschichte des 8. Jahrhunderts*, in: *Abhandlungen der geistes- und sozialwissenschaftlichen Klasse*, Jg. 1950, Nr. 20, S. 1463–1470; K. -U. Jäschke, *Die Gründungszeit der mitteldeutschen Bistümer und das Jahr des Concilium Germanicum*, in: *Festschrift W. Schlesinger*, Bd. II, Köln 1974, S. 71–136. しかし1986年、カール・マルテル死後の王国分割の研究から発して、ゲルマニア教会会議の開催年を史料通り742年とするべきであることを主張する。注目すべき論文が発表された。Vgl. H. J. Schüssler, *Die fränkische Reichsteilung von Vieux-Poitiers (742) und die Reform der Kirche in den Teilreichen Karlmanns und Pippins. Zu den Grenzen der Wirksamkeit des Bonifatius*, in: *Francia*, Bd. XIII (1986), S. 47–111.
- (4) Cf. J. Andreau, v°《Prosopographie》, ds. *Dictionnaire des sciences historiques*, dir. par A. Burgnière, Paris 1986, p. 546 sqq.
- (5) これらの主要な業績については、R. C. van Caenegem, *Guide to the Sources of Medieval History*, Amsterdam/New York/Oxford 1978, p. 301, n. 2 を参照。
- (6) 古代末からメロヴィング期に関しては我々は、次の様な研究を挙げることができる。D. Claude, *Die Bestellung der Bischöfe im merowingier Reiche*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, KA.*, Bd. LXXX (1963), S. 1–75; M. Heinzelmann, *Bischofsherrschaft in Gallien (Beihefte der Francia, 5)*, München 1976. また、カロリング期シャルル・ル・ショーヴの時期については九州大学文学部の森洋教授が《Fidèles ou vassaux?》への問題関心から、司教個々人の動静についての研究を発表された。森洋, 「シャルル・ル・ショーヴ, 840年——ヴェルダン条約前史—— 1, 2」, 『史淵』第118輯159–187頁, 第119輯137–164頁を参照。
- (7) *Gallia Christiana, in provincias ecclesiasticas distributa, ... Opera et studio monachorum congregationis S. Mauri O. S. B.*, 16 vol., Paris, t. I, 1715, t. II, 1720, t. III, 1725, t. IV, 1728, t. V, 1731, t. VI, 1739, t. VII, 1744, t. VIII, 1744, t. IX, 1751, t. X, 1751, t. XI, 1759, t. XII, 1770, t. XIII, 1785, t. XIV, 1856, t. XV, 1860, t. XVI, 1865.
- (8) L. Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, 2. éd., 3 vol., Paris 1907–1915.
- (9) ライン右岸地域におけるボニファティウスの活動に関しては、とりあえず Th. Schieffer, *Winfrid-Bonifatius und die christliche Grundlegung Europas*, 1. Aufl., Freiburg im Breisgau 1954, mit einem Nachwort zum Neudruck 1972, Darmstadt 1980; K. -U. Jäschke, *art. cit.* を参照。
- (10) P. B. Gams, *Series episcoporum Ecclesiae Catholicae; quotquot innotuerunt a beato Petro apostolo*, Ratisbonae 1873.

- (11) *Germania Sacra*, Neue Folge 1. *Die Bistümer der Kirchenprovinz Mainz. Das Bistum Würzburg*, 1. Teil, bearb. von A. Wendehorst, Berlin 1961.
- (12) *Series episcoporum Ecclesiae Catholicae occidentalis: initio usque ad annum MCXCVIII*. Series V, Germania, Tomus I, Archiepiscopatus Coloniensis, ed. S. Weinfurter et O. Engels, Stuttgart 1982.
- (13) 註(3)にある通り, ゲルマニア教会会議の年代は2説あるが, ここではとりあえず早い方の742年とした。
- (14) Vgl. H. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte. Die Katholische Kirche*, 5. Aufl., Köln/Wien 1972, S. 225 f.
- (15) 各司教の登位年あるいは史料初出年は, 基本的に P. B. Gams, *op. cit.* によった。
- (16) 当該年代における司教の実数を知るのは非常に困難である。というのは, 主たる道具である *GC.* と *DF.* においてさえ, ある司教座の一定時期の司教の数は異なっており, さらに最新の *SE.* と前二者を比較した場合でも, 三者間に食い違いが存在するためである。従って当該年代の司教の数は現在のところ概数であらわさざるを得ない。
- (17) 各司教名に, 当該人物が記載されている *GC.*, *DF.*, *SE. Col.* の該当箇所を註記する。
- (18) *GC.*, t. XV, col. 428 sq.
- (19) *DF.*, t. III, p. 224 sq.
- (19^{bis}) *GC.*, t. XV, col. 536 sq.; A. Angenendt, Pirmin und Bonifatius, in: *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters*, hrsg. von A. Borst (*Vorträge und Forschungen hrsg. von A. Borst*, Bd. XX), Sigmaringen 1974, S. 287.
- (20) *GC.*, t. XV, col. 606 sq.; *DF.*, t. III, p. 218.
- (21) *GC.*, t. X, col. 1266.
- (22) *GC.*, t. XI, col 19; *DF.*, t. II, p. 209.
- (23) *GC.*, t. XII, col 15; *DF.*, t. II, p. 419.
- (24) *GC.*, t. XII, col. 489.
- (25) *GC.*, t. VIII, col. 1419.
- (26) *GC.*, t. III, col. 831 sq.; *SE. Col.*, S. 57.
- (27) *DF.*, t. III, p. 196; *SE. Col.*, S. 173 f.
- (28) *GC.*, t. XII, col. 737; *DF.*, t. I, p. 246 sq.
- (29) *GC.*, t. XII, col. 738.
- (30) *GC.*, t. XIII, col. 388.
- (31) *GC.*, t. XIII, col. 389 sq.; *DF.*, t. III, p. 40 sq.
- (32) *GC.*, t. XIII, col. 390.
- (33) *GC.*, t. XIII, col. 966; *DF.*, t. III, p. 64.
- (34) *GC.*, t. XIII, col. 967.

- (35) *GC.*, t. XIII, col. 1172 sq.
- (36) *GC.*, t. XI, col. 986 sq.; *DF.*, t. III, p. 105.
- (37) *GC.*, t. X, col. 1157.
- (38) *GC.*, t. II, col. 506.
- (39) *GC.*, t. II, col. 1060; *DF.*, t. II, p. 74.
- (40) *GC.*, t. I, col. 640 sq.
- (41) *GC.*, t. V, col. 59 sq.
- (42) *GC.*, t. IV, col. 358 sq.
- (43) *GC.*, t. IV, col. 526.
- (44) *GC.*, t. IV, col. 527; *DF.*, t. II, p. 189.
- (45) *GC.*, t. IV, col. 528.
- (46) *GC.*, t. IV, col. 874.
- (47) *GC.*, t. V, col. 716.
- (48) *DF.*, t. III, p. 165.
- (49) *GC.*, t. V, col. 784 sq.
- (50) *GC.*, t. V, col. 785.
- (51) *DF.*, t. III, p. 172.
- (52) *GC.*, t. V, col. 663.
- (53) *GC.*, t. V, col. 663.
- (54) *GC.*, t. V, col. 663.
- (55) *GC.*, t. V, col. 663 sq.; *DF.*, t. III, p. 162.
- (56) *GC.*, t. V, col. 895.
- (57) *GC.*, t. V, col. 895 sq.
- (58) *SE. Col.*, S. 113 f.
- (59) サン・ピエール・ド・ルーズ修道院長であったリウドゲルスは同時にヴェルデン・アン・デア・ルール修道院長でもあった。後者に着目すれば、ミュンスターとの距離はそれほど大きいとはいえない。
- (60) トリーア司教リクボドゥスはメットラッハ修道院長であったとする史料も存在するが、これにはあまり信頼が置かれていない。むしろロルシュ修道院長であったとする考えの方が優勢であり、*DF.* も彼をロルシュ修道院長としている。Vgl. B. Simson, *Jahrbücher des fränkischen Reiches unter Karl dem Großen*, Bd. I, 2. Aufl., Leipzig 1888, ND. Berlin 1969, S. 484, Anm. 4; *DF.*, t. III, p. 40 sq.
- (61) 前註(60)を参照。
- (62) F. Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich. Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinland und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung (4. bis 8. Jahrhundert)*, München/Wien 1965, S. 209 ff.
- (63) *BM*² 37.

- (64) *BM*² 230=*MG. DD. Kar.* I. 231.
- (65) *BM*² 601=*Migne, PL.*, t. CV, col. 767; *BM*², *Verlorene Urkunden*, 449.
- (66) *GC.*, t. V, col. 982 sq.
- (67) *GC.*, t. V, col. 983.
- (68) F. Prinz, *op. cit.*, S. 212.
- (69) *BM*² 96=*MG. DD. Kar.* I. 17.
- (70) *BM*² 143=*MG. DD. Kar.* I. 64; *GC.*, t. XV, col. 537.
- (71) *BM*² 182=*MG. DD. Kar.* I. 95.
- (72) *BM*² 723=*Bouquet, HF.*, t. VIII, p. 393; *BM*², *Verlorene Urkunden*, 85, 88.
- (73) *BM*², *Verlorene Urkunden*, 86=*Catalogi abbatum S. Eugendi Jurensis (MG. SS.*, t. XIII), p. 744; *GC.*, t. VI, col. 245.
- (74) *BM*² 111=*MG. DD. Mer.* 37.
- (75) *BM*² 133=*MG. DD. Kar.* I. 57.
- (76) 拙稿, 「フランク王国における教階制成立に関する一考察——大司教位の出現をめぐって——」, 『西洋史学論集』第24輯, 41頁参照。
- (77) *GC.*, t. X, col. 1266.
- (78) *BM*² 11, 12, 13, 17, 18, 19, 28, 29.
- (79) *Gesta abbatum Fontanellensium*, (*MG. SS.*, t. II), c. 8, p. 280 sq.
- (80) *BM*² 39=*Gesta abbatum Fontanellensium (MG. SS.*, t. II), c. 9, p. 281.
- (81) *BM*² 69=*Gesta abbatum Fontanellensium (MG. SS.*, t. II), c. 14, p. 289.
- (82) *BM*² 595=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 482.
- (83) *Gesta abbatum Fontanellensium (MG. SS.*, t. II), c. 12, p. 285.
- (84) F. Prinz, *op. cit.*, S. 200.
- (85) *BM*² 15=*MG. DD. Mer.* 94.
- (86) *BM*² 112=*MG. DD. Kar.* I. 30.
- (87) *BM*² 341=*MG. DD. Kar.* I. 185; *BM*² 342=*MG. DD. Kar.* I. 184; *BM*² 343=*MG. DD. Kar.* I. 186.
- (88) *GC.*, t. XII, col. 542.
- (89) *BM*² 666=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 512.
- (90) *GC.*, t. VIII, col. 1542.
- (91) *Bouquet, HF.*, t. IX, p. 474; *BM*², *Verlorene Urkunden*, 12, 13, 14.
- (92) *GC.*, t. XIII, col. 256. *GC.* ではギスレベルトゥス——アギルフリドゥスの順になっているが, H. Platelle, *Le temporel de l'abbaye de Saint-Amand des origines à 1340*, Paris 1962, p. 53 sq. では逆になっている。
- (93) *SE. Col.*, S. 174.
- (94) F. Prinz, *op. cit.*, S. 197.

- (95) E. Ewig, *Milo et eiusmodi similes*, in: *Gedenkgabe zum zwölfhundertsten Todestag, Fulda 1953*, jetzt in: *Spätantikes und fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952–1973)*, hrsg. von H. Atsma, Bd. II, München 1979, S. 198.
- (96) F. Prinz, *op. cit.*, S. 219 f.
- (97) *BM*² 146=*MG. DD. Kar.* I. 67.
- (98) *BM*² 151=*MG. DD. Kar.* I. 72.
- (99) *BM*² 152=*MG. DD. Kar.* I. 73; *BM*² 169=*MG. DD. Kar.* I. 82; *BM*² 209=*MG. DD. Kar.* I. 114.
- (100) F. Prinz, *op. cit.*, S. 200.
- (101) *BM*² 533; *BM*², Verlorene Urkunden, 217, 219.
- (102) Vgl. J. Semmler, Pippin III und die fränkischen Klöster, in: *Francia*, Bd. III (1975), S. 104.
- (103) *BM*² 1706=*Bouquet, HF.*, t. XI, p. 340; *BM*², Verlorene Urkunden, 141.
- (104) *BM*² 10=*MG. DD. Mer.* 92; *BM*², Verlorene Urkunden, 564. サン・ヴァンヌは本来ヴェルダンの司教座聖堂であった。5世紀中葉に司教プロクロニウスによって、現在の司教座聖堂に移された。修道院となるのは、8世紀中葉マダルヴェウスのもとである。Cf. *GC.*, t. XIII, col. 1282.
- (105) *GC.*, t. XIII, col. 1287 sq.
- (106) *BM*² 655=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 504; *BM*², Verlorene Urkunden, 521, 522.
- (107) *BM*² 106=*MG. DD. Kar.* I. 24.
- (108) *BM*² 516=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 452.
- (109) *BM*² 519.
- (110) *BM*² 304=*MG. DD. Kar.* I. 163.
- (111) *BM*² 357=*MG. DD. Kar.* I. 189.
- (112) *BM*² 547=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 463.
- (113) *BM*² 64=*Bouquet, HF.*, t. IV, p. 99.
- (114) *BM*² 185=*MG. DD. Kar.* I. 96.
- (115) *Recueil des chartes de Charles II le Chauve*, éd. par G. Tessier, t. I, Paris 1943, n° 117, p. 310 sqq.; *BM*², Verlorene Urkunden, 152.
- (116) *Annales Ellwangenses*, ed. O. Abel (*MG. SS.*, t. X), p. 18. エルヴァンゲン修道院の創設年、およびその創設者については未解決の問題が多い。これらについては、W. Schwarz, Studien zur älteren Geschichte des Benediktinerklosters Ellwangen, in: *Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte*, Bd. XI (1952), S. 7–38を参照。
- (117) *BM*² 521.
- (118) *Ermenrici vita Hariolfi*, ed. G. H. Pertz (*MG. SS.*, t. X), c. 1, p. 12.
- (119) *BM*² 220=*MG. DD. Kar.* I. 123; *BM*², Verlorene Urkunden, 298.

- (120) *MG. DD.* II, pars I, 15, pars II, 125; III, 35; *BM*², *Verlorene Urkunden*, 578, 579.
- (121) *BM*² 118=*MG. DD. Kar.* I. 45.
- (122) *BM*² 833=*Bouquet, HF.*, t. VI, p. 551; *BM*², *Verlorene Urkunden*, 343.
- (123) *BM*² 228=*MG. DD. Kar.* I. 130: ... monastirii sancti Gallone, qui aspicit ad ecclesiam sanctae Mariae urbis Constantiae...
- (124) *BM*² 663=*Migne, PL.*, t. CIV, col. 1077. 修道院長自由選挙権もルイ・ル・ピウのもとで与えられている。Cf. *BM*², *Verlorene Urkunden*, 171.
- (125) *GS. Werden*, S. 144 f.
- (126) *Ibid.*, S. 297; *SE. Col.*, S. 113 ff.; *Altfredi vita sancti Liudgeri*, (*MG. SS.*, t. II), l. I. c. 19, 20, p. 410 sq.
- (127) *Ibid.*, l. I, c. 21, p. 411.
- (128) 3特権については, H. Leclercq, v°《immunité》, ds. *DACL.*, t. VII, col. 323-390; *id.*, v°《élection abbatiale》, ds. *DACL.*, t. IV, col. 2611-2618; J. Semmler, *Traditio und Königsschutz. Studien zur Geschichte der königlichen monasteria*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, Bd. LXXVI (1959), S. 1-35 を参照。また, 修道院を司教の支配から引き離そうとした, 初期カロリング家 (ピピン Pippin der Mittlere, カール・マルテル) の修道院政策に関しては, J. Semmler, *Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik*, in: *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters Reichenau*, hrsg. von A. Borst (*Vorträge und Forschungen*, Bd. XX), Sigmaringen 1974, S. 325-398を参照。
- (129) 前註 (127) 参照。
- (130) フラヴィニーにイムニタースと王の保護とが与えられたのは, ルイ・ル・ピウの時期である。ただしここには, シャルルマーニュによって流通税免除特権が与えられていた。前註 (115) 参照。
- (131) ザンクト・ガレンにイムニタースと王の保護とが与えられたのは, ルイ・ル・ピウの時期である。前註 (124) 参照。
- (132) この修道院については情報不足のため, この類型にいれるべきではないかもしれない。その場合は13例となる。
- (133) 33. ヴェルデン・アン・デア・ルール修道院が唯一の例外となるが, その場合でも同修道院長リウドゲルスはシャルルマーニュとの繋がりを持っていた。前註 (126) 参照。